

○国家公安委員会告示第六号

次の公告国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿から抹消されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき告示する。

令和四年一月二十八日

国家公安委員会委員長 二之湯 智

氏名 ハリール・ブン・アラマド・ブン・モハマド・ジャラーヤ (KHALIL BEN AHMED BEN

MOHAMED JARRAYA

(original script: خليل بن احمد بن محمد جارية)

名簿に記載された年月日 2003年6月25日 (2004年11月26日、2005年12月20日、2007年10月17日、2008年9月18日、2009年3月24日、8月10日、2010年8月6日、2019年12月6日及び2020年9月10日に改訂)

名簿記載者公告番号 Q1-50